

平成 28 年度 丸亀市競艇事業局 職員採用試験案内

平成 28 年 7 月 28 日
丸亀市競艇事業局経営課

社会人経験者採用試験

- 【第 1 次試験日】 平成 28 年 9 月 18 日 (日)
- 【受付期間】 平成 28 年 7 月 28 日 (木) ~8 月 19 日 (金)
(郵送による場合は 8 月 19 日 (金) までの消印有効)
- 【募集職種】 ボートレース事業全般に関する一般事務

1. 採用予定人員、受験資格等

採用予定人員	受験資格等	
1 人程度	昭和 51 年 4 月 2 日以後に生まれた人 (40 歳以下)	<ul style="list-style-type: none">・大学 (短期大学及び高等専門学校を除く) を卒業した人又は同等の資格があると認める人・平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に民間企業等における職務経験が 5 年以上ある人 (※ 1)

- ※ 1 ・「民間企業等での職務経験」とは、正社員以外として勤務した期間及び公務員 (国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員) として勤務した期間は含みません。職務経験について不明な場合はお問い合わせください。
- ・正社員としての勤務とは、雇用形態に関わらず、ひとつの事業所に 1 週間当たり 35 時間以上従事したものを指します。
 - ・民間企業等での職務経験が複数ある場合は、同一の民間企業等で 6 か月以上継続して勤務したものについて通算することができます。
 - ・最終合格発表後に、職務経験期間確認のため、職歴証明書 (雇用元等による証明) の提出を求めます。
- 注 1 受験資格を持つ人であっても、次の地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・丸亀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 注 2 今回募集する職種については、日本国籍を持たない人の受験はできません。
- 注 3 平成 28 年度中に実施する他の丸亀市職員採用試験に重複して受験することはできません。
- 注 4 勤務場所は、丸亀市競艇事業局内となります。

2. 受験申込手続き

(1) 受付期間

《持参による場合》平成 28 年 7 月 28 日（木）～8 月 19 日（金）午前 9 時～午後 8 時

《郵送による場合》特定記録郵便で、平成 28 年 8 月 19 日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。（封筒の表左下に「受験申込書在中」と朱書きしてください。）

(2) 提出・送付先

《持参による場合》丸亀市競艇事業局事務所（丸亀ボートレース場内）

注／外向発売所 B ポート北側にある関係者用入口から守衛に用件をお伝えのうえ、お入りください。

《郵送による場合》〒763-0011 香川県丸亀市富士見町四丁目 1 番 1 号
丸亀市競艇事業局経営課

(3) 提出書類等

①受験申込書

所定の用紙に必要な事項を記入し、指定サイズの写真を貼付してください。

②受験票

所定の受験票に記入し、切り取って、「提出用」「本人用」両方とも提出してください。「提出用」には指定サイズの写真を貼付してください。

③職務経歴書

所定の用紙に必要な事項を記入してください。

④返信用封筒 1 通

あて先を明記した長形 3 号サイズ（縦 23.5 cm×横 12.0 cm）の封筒。切手は不要です。

注 5 ①と②と③の書類は、丸亀市役所案内所、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センター、ハローワーク丸亀、丸亀ボートレース場内インフォメーションに用意しています。また、丸亀市ホームページからダウンロードすることもできます。

注 6 用紙を郵便で請求する場合は、あて先を明記した返信用封筒（角形 2 号サイズ（縦 33.2 cm×横 24.0 cm）で 140 円切手（速達での返送希望の場合は 420 円切手）貼付）を同封し、封書にて競艇事業局経営課まで請求してください。

注 7 受付終了後、受験票と受験当日の注意事項を送付します。なお、9 月 14 日（水）までに当該書類が到着しないときは、競艇事業局経営課（TEL0877-23-5141）まで照会してください。

3. 試験の日時、内容、成績のお知らせ

(1) 試験の日時、場所

区分	日時	場所
第 1 次試験	平成 28 年 9 月 18 日（日） 午前 8 時 10 分から受付開始	丸亀市役所（大手町二丁目）近隣を予定 受験申込者宛てに別途通知します。
第 2 次試験	日時と場所は、第 1 次試験合格者に別途通知します。	

《第 1 次試験の合格発表》

合格者には郵送で通知します。また、丸亀市役所敷地東側掲示場（発表日より 1 週間掲示します。）、丸亀市ホームページで合格者の受験番号を発表します。電話での問い合わせにはお答えできません。

(2) 試験の方法、内容

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者のみについて行います。

《第1次試験》

科目	内容
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能（択一式）
適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文

《第2次試験》

科目	内容
個別面接	主として人物、識見、職務適性等について、個別面接により評価します。

- 第1次試験には駐車場を用意していませんので、当日は公共交通機関を利用してください。
- 第2次試験には駐車場を用意しています。通知書記載の駐車場を利用してください。
- 受験のために要する旅費、食事（各自で用意してください。）等の経費は、すべて受験者本人の負担とします。
- 受験には、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）が必要です。
- 時計は計時機能だけのものに限りません。（携帯電話等は使用できません。）
- 第1次及び第2次試験のそれぞれの成績が一定以下の場合には合格者なしとする場合があります。

(3) 採用試験成績のお知らせ

受験者本人が希望する場合には、不合格者に限り、試験成績をお知らせします。通知する内容は以下のとおりです。

区分	通知内容
第1次試験	得点、順位及び受験者数、適性検査結果
第2次試験	得点、順位及び受験者数

《請求方法》

合格発表後、「丸亀市競艇事業局職員採用試験成績通知請求書」に必要事項を記入・押印し、必ず本人が直接競艇事業局経営課に持参してください。この場合、受験票と運転免許証など本人であることを確認できるものが必要です。なお、請求期間は、各試験の合格発表日の翌日から起算して30日間とします。

4. その他

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。その中から平成29年4月1日以降、成績順に採用する予定です。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、平成30年4月1日までです。
- (3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として、6か月の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。
- (4) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還いたしません。
- (5) 初任給は、職務経験その他を考慮のうえ決定されます。（参考：大学卒業直後に採用になった者の初任給は、183,300円（募集日現在）です。）ほかに、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。
- (6) 学歴詐称などにより受験資格がないことや受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用候補者名簿から削除するとともに、採用後に受験資格がないことや学歴詐称など、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消します。

《問い合わせ先》 丸亀市競艇事業局経営課
〒763-0011 香川県丸亀市富士見町四丁目1番1号
(TEL) 0877-23-5141
(E-mail) kyoteikeiei-k@city.marugame.lg.jp
(ホームページ) 丸亀市 <http://www.city.marugame.lg.jp>